

第 53 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

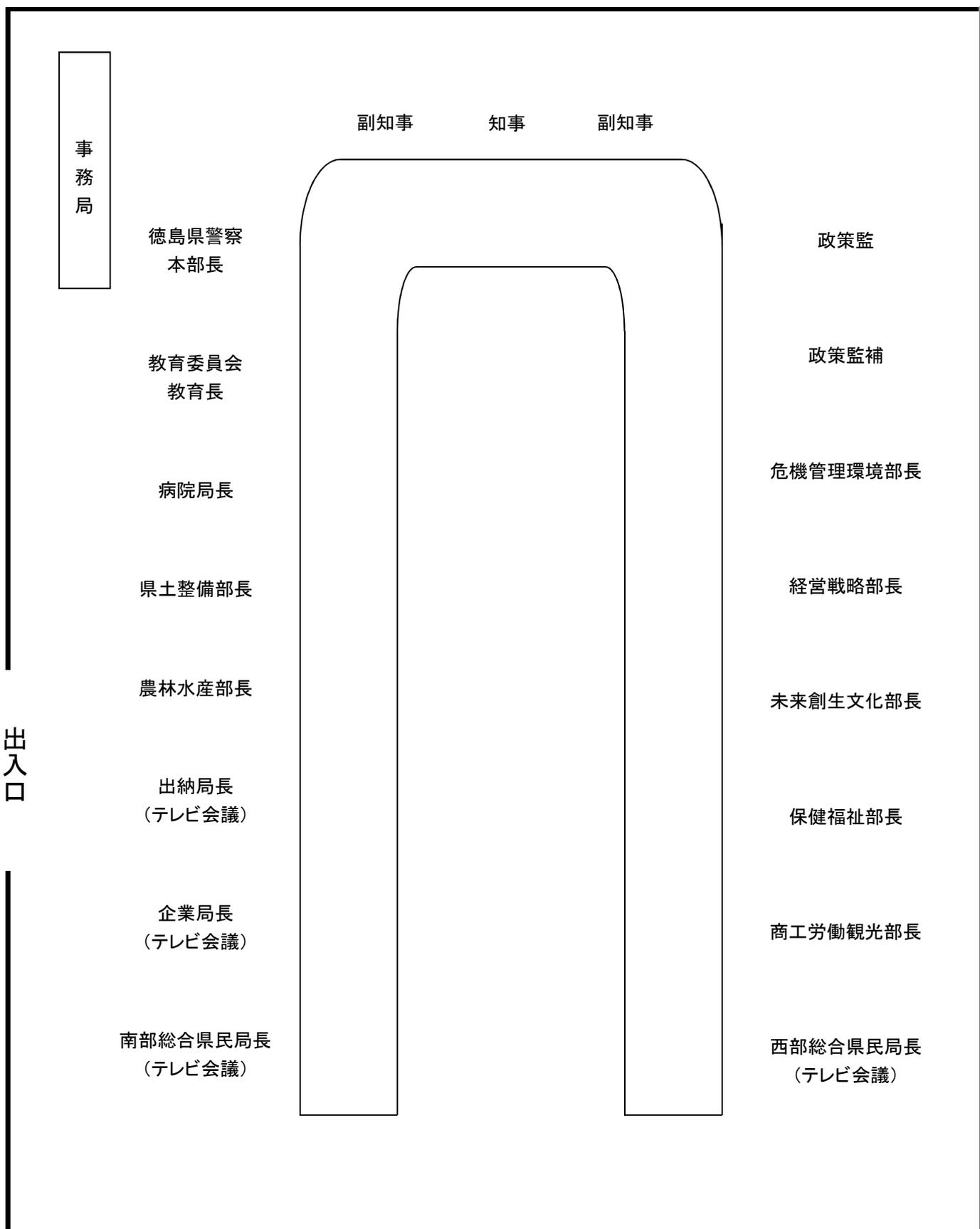
(徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時 : 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金)
午後 6 時から
場 所 : 県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について

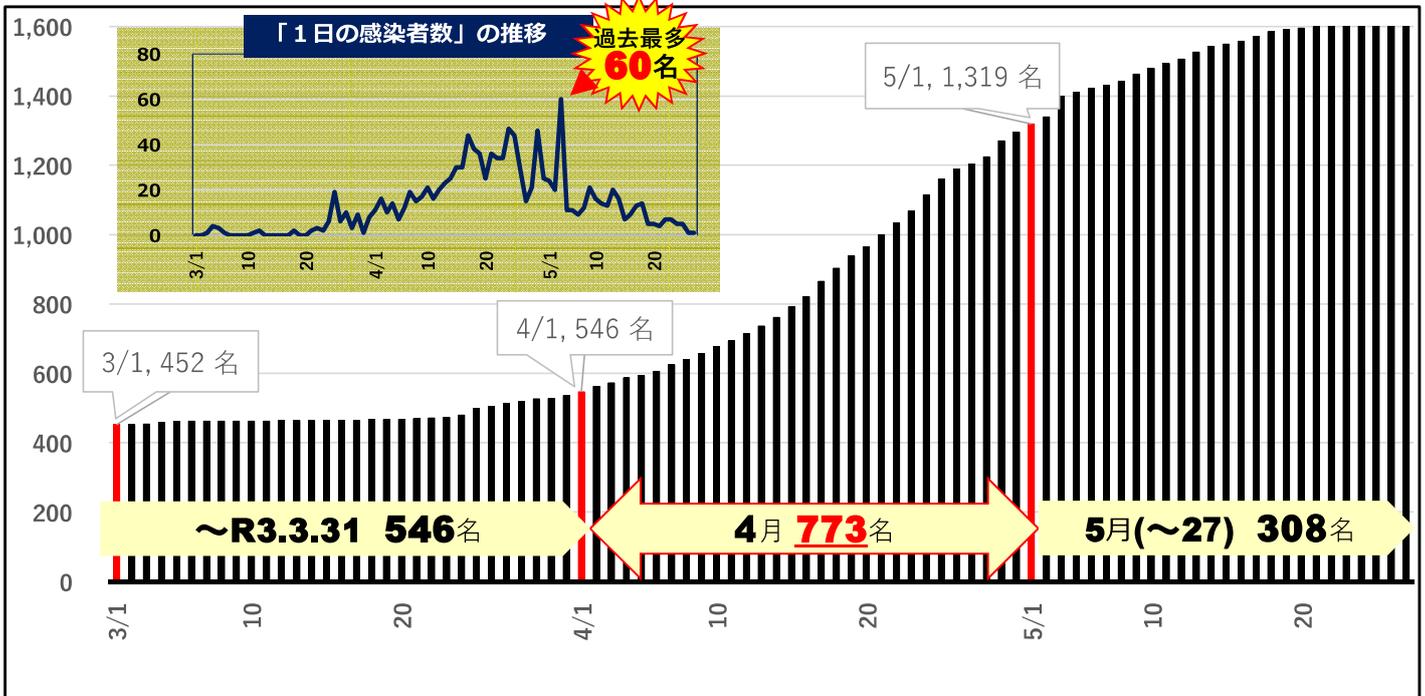
徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



資料 1

(1) 「感染者数累計」の推移

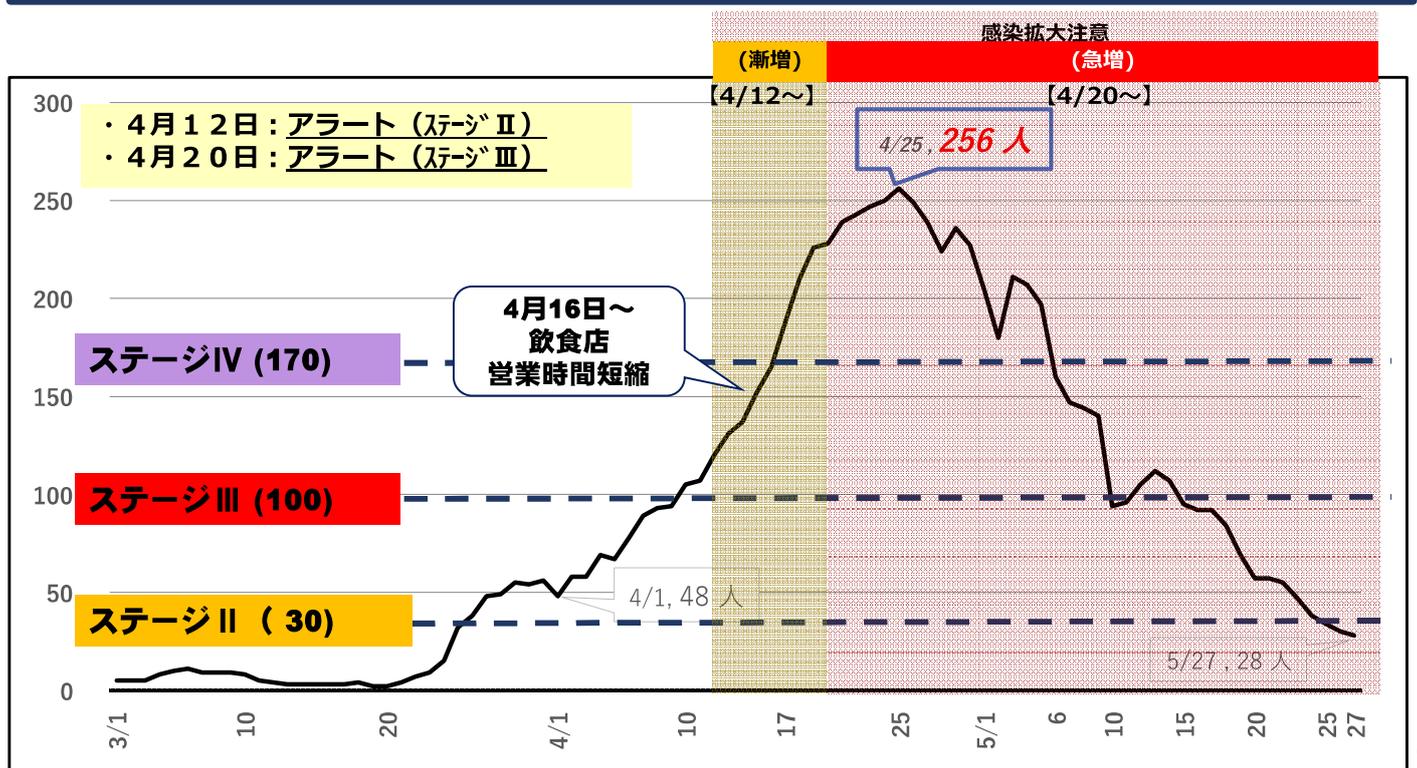
- 「感染者数の累計」は**1,627**名（5月27日現在）
- 「4月の感染者数」は**773**名、「昨年度末累計」の**1.4**倍
- 「5月2日の感染者数」は**過去最多の60**名



感染状況等について ②

(2) 「直近1週間の新規感染者数」の推移

- 「直近1週間の新規感染者数」は「**4月25日**」の**256**名が**ピーク**
- 「**4月6日**」から**20日連続**で**最高値**を更新、「**5月4日**」以降**減少**



(3) 「PCR陽性率」及び「感染経路不明者割合」の推移

- 「PCR陽性率」は「4月19日」の**10.9%**をピークとし減少
- 「感染経路不明者割合」は「4月20日」の**20.2%**をピークに**20%を下回る水準維持**



感染状況等について ④

(4) 「クラスターの発生状況」及び「変異株」について

- 医療機関、高齢者施設、飲食店のほか、職場や学校など**クラスター発生が多様化**
- 3月30日以降のスクリーニング検査では**95%以上がN501Y変異株陽性と確認**

「クラスターの発生状況」について			5月27日現在
3月	12例目	会社関連	17名
	13例目	南海病院関連	111名
	14例目	徳島大学関連	8名
4月	15例目	県職員関連	22名
	16例目	会社関連	10名
	17例目	カラオケ喫茶関連	7名
	18例目	飲食店関連	7名
	19例目	中央病院関連	7名
	20例目	飲食店	8名
	21例目	高齢者施設関連	11名
	22例目	鴨島第一中学校関連	12名
	23例目	富岡東中学校・高等学校関連	68名
5月	24例目	高齢者関連	10名
	25例目	医療機関関連	68名
	26例目	プロスポーツチーム	13名
	27例目	高齢者施設関連	7名

4月以降
13例発生

「変異株」について

変異株スクリーニング検査陽性率(県)

- ① 2月19日～3月22日実施分
17.9% (26/145検体)
- ② 3月30日～5月25日実施分
95.2% (240/252検体)

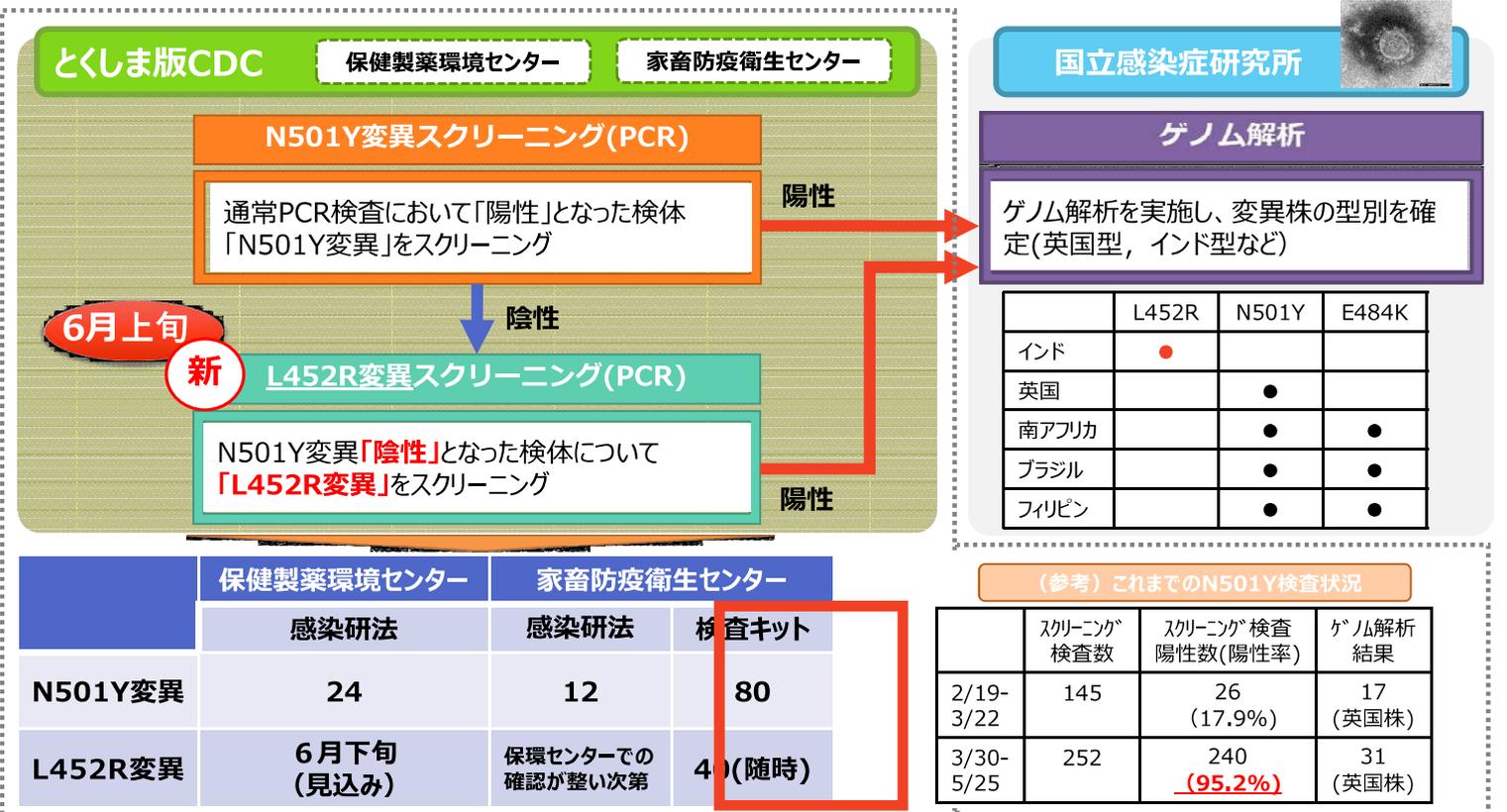
ゲノム解析 (国立感染症研究所)

結果が判明した48検体
→ **全て「英国型のN501Y変異株」**

変異株スクリーニング検査体制の強化

5月10日以降、
保健製薬環境センターに加え、
家畜防疫衛生センターでも検査実施

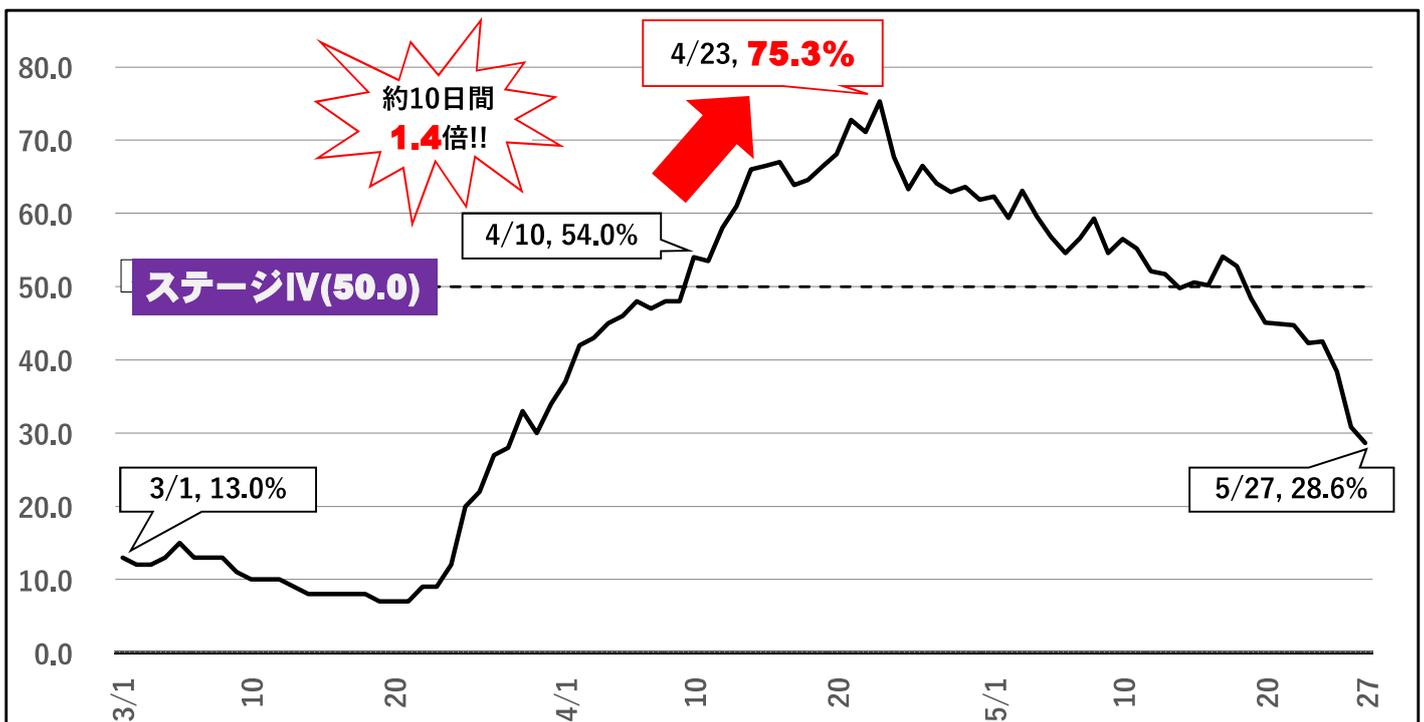
インド株(L452R変異)の発生状況を早期に把握し、いち早く対策につなげるため、N501Y変異のスクリーニングに加えて、新たに、L452R変異のスクリーニングを実施する。



感染状況等について ⑤

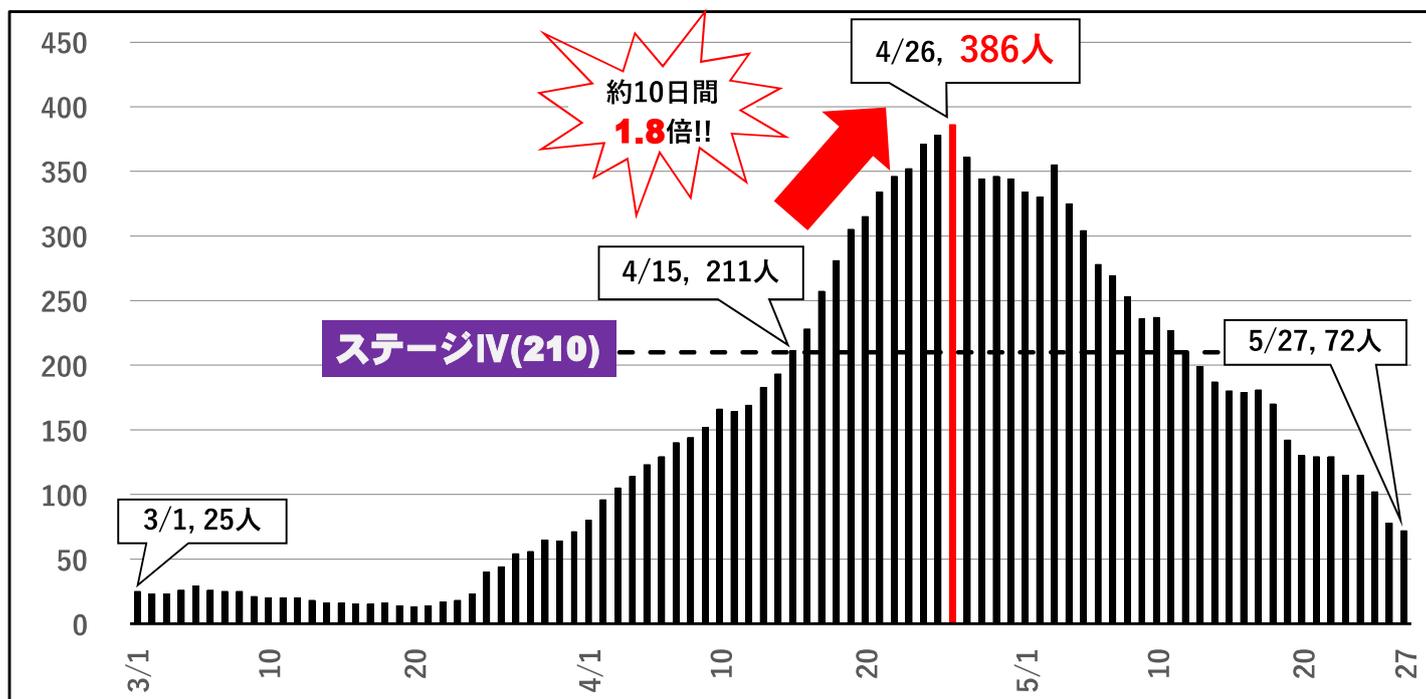
(5) 入院病床の使用率

- 「病床使用率」は、**4月10日**には、ステージⅣとなる**54.0%**
- 「**4月23日**」の**75.3%**がピーク、以後、減少傾向



(6) 療養者数

- 「療養者数」は、**4月15日**に、ステージⅣを超える**211人**
- 「**4月26日**」の**386人**がピーク、以後、減少傾向



資料 2

5/28(金)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

①直近1週間 (5/21～5/27)の 新規報告者数	感染の状況		医療提供体制の負荷				⑤PCR陽性率
	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合			④療養者数	(参考) 検査件数	
		(確保病床の使用率)	(入院率)	入院医療 うち重症者用 (確保病床の使用率)			
22人 うち、60歳以上 (9人)	13.6% (3/22)	26.1% (61/234)	93.8% (61/65)	12.0% (3/25)	1.4% (4/276)	65人 (入院:61人 宿泊療養:4人)	1.2% (22/1,809)

(参考)10万人あたり

3.03人

(22人 / 72.8万人)

(参考)10万人あたり

8.93人

(65人 / 72.8万人)

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ Ⅰ	10人 以上	-	-	-	-	-	-	-
ステージ Ⅱ	30人 以上	50%以上	(確保病床の使用率) 20%以上	(確保病床の使用率) 20%以上	-	-	-	-
ステージ Ⅲ	100人 以上		(入院率) 40%以下	(入院率) 25%以下	(入院率) 40%以下	140人 以上	-	5%以上
ステージ Ⅳ	170人 以上	(確保病床の使用率) 50%以上	(確保病床の使用率) 50%以上	(確保病床の使用率) 50%以上	210人 以上	-	10%以上	

※病床のひっ迫具合、療養者数は、5月28日(金)午前0時 現在
 ※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率の基準期間は、5月21日(金)～5月27日(木)
 ※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
 なお、医療機関による検査結果は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
 ※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。
 ※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

資料 3

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、一部区域について緊急事態措置を実施すべき期間を 6 月 20 日まで延長し、令和 3 年 6 月 1 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、同年 5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日、沖縄県については、同月 23 日）から 6 月 20 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示（案）

令和3年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月20日から6月20日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から6月20日までとする。
- ・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から6月20日までとする。
- ・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

資料 4

「緊急事態宣言(6月20日)」の解除までの 感染拡大抑止「集中取組期間」の対策について

インド株をはじめとする「変異株」に備えた対策として、京阪神等に発出されている緊急事態宣言の延長（6月20日まで）を受けて、6月1日（火）から緊急事態宣言解除までの間を、本県における感染拡大抑止を行う「集中取組期間」として、次のような対策を実施する。

集中取組期間：6月1日（火）～6月20日（日）

対象区域：徳島県全域

県民・事業者の皆様への取組継続のお願い

- すべての世代の皆様が**変異株を警戒し**、より一層の感染防止対策強化を！
- 「**緊急事態宣言**」「**まん延防止等重点措置**」実施地域との**不要不急の往来自粛**を！
- 飲食を主とする店での**カラオケ設備の利用自粛**を！
- 事業者は、**従業員の体調確認の徹底し**、**体調不良者の休暇取得**に御配慮を！
- テレワークの推進**による出勤者数の削減と県外出張の自粛を！

感染拡大抑止「対策項目」

- 繁華街を中心とした**人流変化**のきめ細やかな**モニタリング**により
県外及び県内の人の流れを**見える化**する「**人流調査強化**」
- 戦略的な面的モニタリングPCR検査の実施**
【飲食店】
 - ・ 県内全域の「飲食店」（ガイドライン実践店に限る）の従業員を対象
 - ・ 「定期」（1週間に1回）のPCR検査を、手あげ方式にて無料で実施
 - ・ 健康観察アプリや「とくしまコロナお知らせシステム」等を活用
 - ・ 県が「PCR検査協力店ステッカー」を作成し、検査に協力する飲食店に配布
 - ・ 県民に対し、検査に協力する店の積極的な利用を推奨
【学校・保育所・企業など】
 - ・ 県内の学校・保育所・企業などにおいて、複数の感染者が発生した際に、PCR検査を幅広く実施することで、感染の早期発見・感染拡大の防止を図り、家庭内等での二次・三次感染を未然に防止
- 県外からやむを得ず帰省される方に対する**事前PCR検査**の受検の支援
- 「インド株」に対応する**サーベイランス検査体制**の構築
- 県民向けメッセージや情報発信の強化
 - ・ インド株をはじめとする「変異株」に対応した**強いメッセージ**の発信
 - ・ FAQを活用による家庭内感染、特に子どもの**感染等**に係る**情報発信**
 - ・ ワクチン接種率など、**情報発信**の内容を充実・強化
 - ・ マスク着用、換気、手指消毒、手洗い、うがいの一層の徹底

資料 5

とくしま
アラート

感染拡大注意急増

新型コロナウイルス

すべての皆様が**変異株**に最大限の警戒を！

1 特に以下の点にご協力をお願いします

- ▶ 都道府県境をまたぐ移動は一層慎重に判断してください
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛をお願いします
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、有症状者の休暇取得や検査実施にご協力をお願いします
- ▶ テレワークを推進し、出勤は必要最小限に
- ▶ 県外への出張は、可能な限り控えて

2 以下の区域への移動は極力お控えください

緊急事態宣言対象区域

6月20日まで

北海道 東京都 愛知県
京都府 大阪府 兵庫県
岡山県 広島県 福岡県
沖縄県

まん延防止等重点措置区域

以下の県において各知事が指定する区域

※区域については各県のホームページ等で最新の情報をご確認ください

6月13日まで

群馬県 石川県 熊本県

6月20日まで

埼玉県 千葉県 神奈川県
岐阜県 三重県

上記以外の区域との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。

3 より一層の感染防止対策の徹底をお願いします

- 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより、「2密・1密」についても回避！
- マスク着用 ● 咳エチケット ● 手洗い手指消毒 ● 大声を出さない
- うがい ● 店舗を利用の際は、「ガイドライン実践状況」を確認！
- 店舗・施設が実施する感染対策にご協力を！

これが
目印！



4 発熱などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
 - ▶ 受診・相談センター(24時間) TEL:0570-200-218
- 感染予防などに関するお問い合わせ
 - ▶ 一般電話相談窓口(24時間) TEL:0120-109-410

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部